

令和6年度就学援助制度のお知らせ

彦根市では、お子様を小中学校に通わせる上で、経済的な理由により必要な経費の負担にお困りの方に、教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助を行っています。援助を希望される方はお子様が通われている学校または彦根市教育委員会（学校教育課）まで、お気軽にご相談ください。

1. 給付を受けることができる保護者

- (1) 現在生活保護を受けている方
- (2) 生活が困窮しており、次の（ア）～（ケ）のいずれかに該当する方

	保護者	必要書類
ア	生活保護が停止または廃止された方	なし ※ 令和6年度に生活保護が停止または廃止された方に限ります。
イ	市民税が非課税である方	なし ※ 令和5年度または令和6年度に保護者全員が非課税対象者である場合に限ります。
ウ	市民税が減免された方	令和5年度または令和6年度に保護者全員が減免・免除・猶予を受けたことを証明する書類
エ	個人事業税が減免された方	
オ	固定資産税が減免された方	
カ	国民年金保険料の免除を受けた方	
キ	国民健康保険料の減免または猶予を受けた方	
ク	児童扶養手当の支給を受けた方	なし ※ 令和6年度に児童扶養手当の支給を受ける方に限ります。
ケ	生活福祉資金の貸付けを受けた方	令和5年度または令和6年度に保護者全員が生活福祉資金の貸付けを受けたことを証明する書類

- (3) 職業安定所登録日雇労働者である方
- (4) 生活保護受給基準の最低生活費の1.2倍以下の世帯に属する方
- (5) その他、市教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める方

2. 就学援助を受ける手続きおよび注意点

- (1) 就学援助を希望される方は、彦根市電子申請サービスまたは申請書にて申請ください。
- (2) 保護者が単身赴任をしている場合などは同一世帯に含めて申請してください。
- (3) 昨年度に援助を受けておられた方も、新たに申請が必要です。
- (4) 添付書類が必要な場合がありますので、1.（2）の表を確認して申請ください。
- (5) 年度の途中からでも申請は可能ですが、申請日の翌月からの給付となります。

(6) 給食費については、給食会計等へ振替をさせていただきます。

3. 申請書の配布および受付期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月30日（火）

4. 給付内容（参考：令和5年度年間支給額です。変更になる可能性もあります）

給 与 費 目	小 学 校（児童1人あたり）		中 学 校（生徒1人あたり）	
	1 年	2～6年	1 年	2～3年
新入学学用品費（4月認定者のみ）	54,060円		63,000円	
学 用 品 費	11,630円		22,730円	
通 学 用 品 費		2,270円		2,270円
自転車購入費（注意1）			上限額 10,000円	
ヘルメット購入費（注意1）			上限額 2,000円	
学 校 給 食 費	実費額		実費額	
校外活動費（泊なし）	上限額	1,600円	上限額	2,310円
校外活動費（泊あり）	上限額	3,690円	上限額	6,210円
修 学 旅 行 費	上限額	22,690円	上限額	60,910円
※年度の途中からの認定の場合は、認定の月数に応じた支給となるため上記額より減額となります。 また、市外へ転出されるなど、実績に応じて返金していただく場合もあります。				

※ 注意1：自転車通学の認定を受けた新中学1年生で、4月に申請された方が対象です。

※ 令和6年度就学援助費は、年間3回程度に分けて支給する予定です。

5. 令和6年度申請からここが変わります！

(1) 兄弟姉妹分まとめて1回の申請（同じ世帯の方に限ります）

これまで、就学援助費の受給申請はお子さん一人につき1枚の申請書を提出していただいていたおりましたが、令和6年度の申請から、同じ世帯の兄弟姉妹分を1回の申請で受け付けます。

(2) 彦根市電子申請サービスによる申請

就学援助費受給申請書の他、彦根市電子申請サービスで申請を受け付けます。詳しくは、申請用QRコード付の案内をご確認ください。

(3) 支給方法

就学援助費は、お通いの学校を通じて振り込んでおりましたが、教育委員会から保護者口座へ直接振込みとなります。ただし、学校徴収金に未納がある場合は、学校口座に援助費を振込みます。

6. 問合せ先 〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市教育委員会事務局学校教育課 電話 0749-24-7973